

各国ワシントン条約関連国内措置の連絡について

2025/8/8

お知らせ掲載	国名	概要	事務局からの通知リンク(英語)	日付
	ベネズエラ・ボリバル共和国	ベネズエラ・ボリバル共和国への輸出時は事前の輸入許可が必須となります。	https://sites.org/sites/default/files/common/notif/1988/482.pdf	1988/5/24
○	ブラジル連邦共和国	ブラジルではカママンの商業的飼育と貿易が規制されており、IBAMAによる登録飼育施設における特定条件を満たす皮革製品のみ輸出が許可されています。	https://sites.org/sites/default/files/eng/notif/1994/781.shtml	1994/3/10
	メキシコ合衆国	メキシコは税関や管理当局によって適切に検証されていない輸出許可証や再輸出証明書を受け付けないことを決定し、他の国にも同様の文書の受け入れを控えるよう求めています。	https://sites.org/sites/default/files/eng/notif/1997/988.shtml	1997/10/13
○	マダガスカル共和国	マダガスカルは、CITESに掲載された植物種の輸出には必ず輸出許可証が必要であると新しい規制を導入したことを通知し、各国に適切な許可証を伴う輸入を確保するよう求めています。	https://sites.org/sites/default/files/eng/notif/2005/059.pdf	2005/10/14
	パキスタン・イスラム共和国	パキスタンは、マルコールの狩猟ロフィーの輸出に関し、以前取得したタグを使用し、そのタグには特定の年の情報は含まれず、代わりに一意の番号が付与されることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/eng/notif/2006/E059.pdf	2006/11/14
○	フィリピン共和国	フィリピンは、鳥類の野生由来の輸入許可を2005年12月から停止していましたが、鳥インフルエンザの影響を受けていない国からの輸入は条件付きで許可されることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/eng/notif/2008/E008.pdf	2008/2/5
	ジンバブエ共和国	ジンバブエでは、象牙彫刻輸出に関する「短期輸出許可証」の発行が終了し、今後は標準のCITES輸出許可証を取得する必要があります。そのため、他国はこの短期許可証を持つ象牙彫刻の輸入を認めないよう求められています。	https://sites.org/sites/default/files/eng/notif/2010/E024.pdf	2010/8/16
○	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国は、2012年3月23日以降、イエロー・アポロ、インド・シシヤ、バーミーズ・バインソン及びインド・バインソンを含む、サウス・アフリカン・バインソン、アフリカン・バインソンの4種の大型非在来種の蛇の輸入を禁止し、これらの生体の輸入には特別な許可が必要であることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/eng/notif/2012/E031.pdf	2012/3/26
○	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国は、2014年にタンザニアで狩猟されたアフリカゾウのスポーツハンティングロフィー及び2014年4月4日以降にジンバブエで狩猟されたロフィーについて一時的に輸入を中止することを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2014-037.pdf	2014/8/11
○	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国は、2014年5月15日からアフリカゾウの象牙の輸入を原則禁止し、特定の条件下でのみ輸入を許可する新しい厳格な国内措置を導入したことを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2014-046.pdf	2014/10/10
○	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国は、2015年4月3日から、アメニ・シシヤ、マイヤー・シシヤ、エンシーのアナコンダ、グリーンアナコンダ、ベニア・アナコンダの4種の大型非在来種の蛇の輸入を禁止し、これらの生体の輸入には特別な許可が必要であることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2015-018.pdf	2015/4/2
	メキシコ合衆国	メキシコは、トアマニ・コガラナ・メニルカの保護のため、違法取引の増加に対処するための措置を講じており、他の国々に協力を求めていることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2015-050_0.pdf	2015/8/24
	コロンビア共和国	コロンビアは、メグネカイマンの魚の輸出に関する新しい規制を導入し、出生時に10番目の尾鰭を切除したことを示す「スカー・ボタン」があることを確認することを求めています。このスカー・ボタンが確認されない限り、全ての魚の輸出は許可されず、違法な取引を防ぐために国際的な協力を呼びかけています。	https://sites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2015-064.pdf	2015/12/16
○	インドネシア共和国	インドネシアは、メグネカイマンの魚の輸出を海上輸送で許可し、特定の条件を満たす場合に限り、CITES輸出許可証を伴うことを求めています。野生からの収穫による輸出は引き続き航空輸送のみ許可されています。	https://sites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2018-022.pdf	2018/2/27
○	オーストラリア連邦	オーストラリアは、CITES種に関する厳格な国内措置を実施しており、特にインド・ライオン、アフリカゾウ、すべてのクワイルカを附属書Ⅰに準じて扱い、これらの種の輸出には特定の条件を満たす必要があることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2018-026.pdf	2018/3/19
○	香港	香港特別行政区は、2021年末までに象牙取引を段階的に廃止する三段階の計画を実施し、違法取引に対する罰則を強化することを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2018-057.pdf	2018/6/1
	ニュージーランド	ニュージーランドは、CITES種の個人および家庭用の効果品の輸入に関する厳格な国内措置を実施しており、附属書ⅠおよびⅡの種については適切な許可証が必要であることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2020-004_0.pdf	2020/1/9
○	中華人民共和国	中国は、象牙およびその製品の輸入禁止措置を継続することを通知し、特定の非商業目的を除いて、象牙の輸入は引き続き禁止されると発表しました。	https://sites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2020-044.pdf	2020/5/26
	イスラエル国	イスラエルは、2021年1月1日から象牙およびマンモスの貿易に関する新しい政策を導入し、国際的および国内の商業取引を原則禁止し、特定の条件下でのみ非商業的な取引や所持を許可することを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2020-074.pdf	2020/12/11
	ウクライナ	ウクライナはロシア連邦に関するCITES運用の停止について通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2022-020.pdf	2022/3/28
○	シンガポール共和国	シンガポールは、違法野生生物取引に対処するために、CITES規則の実施を強化するための法律改正を行い、罰則を厳格化し、執行権限を強化したことを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2022-054_0.pdf	2022/7/8
○	カナダ	カナダは、2024年1月8日から象牙とサイの角の輸入および輸出に関する厳格な国内措置を導入し、特定の目的に限り許可された場合を除いて、これらの生物資源の取引を禁止することを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2023-139.pdf	2023/12/11
	ロシア連邦	ロシア連邦は、熱帯蝶や特定の猛禽類及び大型哺乳類の取引に関する偽造輸出許可証と再輸出証明書の存在を警告し、これらの証明書はロシアの管理当局によって確認されない限り無効と見なされることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-034.pdf	2024/2/7
	タンザニア連合共和国	タンザニアは、2016年に導入した商業目的の生きた動物の輸出禁止措置を一時的に解除し、特定の飼育下で育てられた動物の輸出を2024年12月31日まで許可することを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-042.pdf	2024/3/8
	ジンバブエ共和国	ジンバブエは、同国のCITES管理当局が発行したとされる偽造許可証が流通している可能性があることを通知し、正規の物理的な許可証の特徴を確認するよう求めています。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-051.pdf	2024/4/5
	パナマ共和国	パナマは、全てのサメとエイの種に対して輸出ゼロ枠を設定し、信頼できる科学的情報が得られるまでの措置を継続することを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-073.pdf	2024/6/25
	オーストリア共和国	オーストリアは、2024年6月11日からCITESに掲載された全てのサメ種を厳格に扱い、これらを附属書の種として扱う新たな国内措置を導入したことを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-085.pdf	2024/8/6
	エルサルバドル共和国	エルサルバドルは、2023年2月からCITESに掲載されたサメとエイの輸出を禁止していましたが、非損害評価(NDF)が行われた4種のサメについては輸出を再開することを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-092_0.pdf	2024/8/26
○	ブラジル連邦共和国	ブラジルは、2024年11月25日から、ドンカマメ属とランベツツリー属をCITESの附属書Ⅱに追加されることに伴い、これらの木材の輸出には事前証明書またはCITES輸出許可証が必要になることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-116.pdf	2024/10/18
○	ペルー共和国	ペルーは、2024年11月25日からドンカマメ属とランベツツリー属がCITESの附属書Ⅱに追加されることに伴い、適切な実施のための行動計画を採用し、これらの種の輸出にはCITES許可証又は条約適用前証明書が必要になることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-127.pdf	2024/11/13
	マリ共和国	マリは、ダカル(セネガル)とマクショット(モリタニア)に保管されているアフリカン・ローズウッドの56コンテナについて、輸出前に有効な許可証があったことを証明する証拠を提出し、これらのコンテナは取引停止の対象外であることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-013.pdf	2025/2/14
○	タイ王国	タイは、CITESに掲載された特定の野生動物標本に関する個人および家庭用の効果品に関する現行法を通知し、特に2019年の法律改正により、特定の製品の輸出入に関する数量制限を定めたことを報告しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-049.pdf	2025/4/4
○	インドネシア共和国	インドネシアは、CITESに掲載された種の輸出入に関して、37の指定された港での通関手続きを義務付けることを通知しました。	https://sites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-087.pdf	2025/7/1